



2019年1月25日

各 位

会 社 名 株式会社 山陰合同銀行
代 表 者 名 取締役頭取 石丸 文男
コ ー ド 番 号 8381 東証第1部
問 合 せ 先 執行役員経営企画部長 井田 修一
(TEL 0852-55-1000)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当行は、2019年1月25日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

新株予約権の行使に伴い交付する株式に充当するため。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	普通株式
(2) 取得する株式の総数	150,000株(上限) (自己株式を除く発行済株式総数に対する割合0.09%)
(3) 株式の取得価額の総額	150,000,000円(上限)
(4) 取得期間	2019年2月1日～2019年2月15日

(ご参考) 2018年12月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	156,708,474株
自己株式数	268,998株

以 上

本件に関するお問合せは下記にお願いします。

経営企画部 経営政策グループ 炭谷

TEL (0852) 55-1043